2　前項の場合において、同項の連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が普通出資（同項の普通出資と銘柄を同じくするものに限る。）につき支払を受ける法人税法第八十一条の四第一項に規定する配当等の額のうち同条第二項に規定する政令で定めるものの配当等の額は、当該連結子法人（当該普通出資につき支払を受ける同条第一項に規定する配当等の額の支払を受ける日を含む事業年度が連結事業年度に該当するものに限る。）のみを法人税法施行令第百五十五条の七第一項第三号ロの事業年度が連結事業年度に該当するものとみなして同条の規定により計算した数に相当する当該普通出資の同項に規定する配当等の額とする。

3　法第六十八条の百五第一項に規定する協同組合等が普通出資を有する場合における法人税法施行令第百五十五条の八の規定の適用については、同条第二項中「を除く」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の百五第一項（協同組合等が有する普通出資に係る受取配当等の益金不算入の特例）に規定する協同組合等が有する同項に規定する普通出資を除く」とする。

第三十九条の百二十五第二項中「法人税法第八十一条の三第一項」を「法人税法第八十一条の五の二第一項並びに同法第八十一条の三第一項」に改め、同条第三項第二号イ及びロ中「及び」を「、ル及びヲ」に改める。

第三十九条の百二十六第一項中「法人税法第八十一条の三第一項」を「法人税法第八十一条の五の二第一項並びに同法第八十一条の三第一項」に改め、同条第二項第二号イ及びロ中「及び」を「、ル及びヲ」に改める。

第三十九条の百二十六の三中「第二十三条第一項第四号イ」を「第二十三条第一項第五号イ」に改める。

第三十九条の百二十八第三項中「旧株」を「所有株式」に、「有していた」を「有する」に改め、同条第四項中「適格株式交換」を「法人税法第二条第十二号の十七に規定する適格株式交換等」に、「第百十九条第一項第八号」を「第百十九条第一項第九号」に改める。

第四十条の二第二項第一号ハ中「第五条第一項」を「（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項」に改める。

第四十条の二第四項第一号中「第十条第二項」を「第九条第二項又は第三項」に改め、同項第二号中「第十一条第五項」の下に「（木材の安定供給の確保に関する特別措置法第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同法」を「森林法」に改める。

第四十条の二の二の次に次の一条を加える。

（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例等）

第四十条の二の三　法第六十九条の六第一項に規定する政令で定める法人は、相続等（相続若しくは同項に規定する遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）又は贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をいう。以下この条において同じ。）により財産を取得した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）をいう。以下この条において同じ。）により財産を取得した者が当該相続等によりその法人の株式又は出資を取得した時において、当該法人の保有していた資産の価額（当該取得した時における時価をいう。以下この項において同じ。）の合計額のうちに占める法第六十九条の六第一項に規定する特定地域内にあつた動産（金銭及び有価証券を除く。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木（第三項第二号において「動産等」という。）の価額の合計額の割合が十分の三以上である法人とする。

2　法第六十九条の六第一項に規定する政令で定める株式その他これに類するものは、次に掲げる株式又は出資（以下この項において「株式等」という。）とする。

一　金融商品取引法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券に該当する株式等

二　前号に掲げる株式等に類する株式等で財務省令で定めるもの

3　法第六十九条の六第一項及び第六十九条の七第一項に規定する政令で定める特定非常災害の発生直後の価額は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める金額による。

一　法第六十九条の六第一項に規定する特定土地等　当該特定土地等（当該特定土地等の上にある不動産を含む。）の状況が同項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は法第六十九条の七第一項の規定の適用に係る特定非常災害（法第六十九条の六第一項に規定する特定非常災害をいう。次号において同じ。）の発生直後も引き続き相続等により取得した時の現況にあつたものとみなして、当該特定非常災害の発生直後における当該特定土地等の価額として評価した額に相当する金額

二　法第六十九条の六第一項に規定する特定株式等　当該特定株式等を相続等により取得した時において当該特定株式等に係る株式の発行法人又は出資のされている法人が保有していた同項に規定する特定地域内にある動産等（当該法人が同項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は法第六十九条の七第一項の規定の適用に係る特定非常災害発生日（法第六十九条の六第一項に規定する特定非常災害発生日をいう。）において保有していたものに限る。）の当該特定株式等を相続等により取得した時の状況が、同項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は法第六十九条の七第一項の規定の適用に係る特定非常災害の発生直後の現況にあつたものとみなして、当該相続等により取得した時における当該特定株式等の価額として評価した額に相当する金額

第四十条の四の二第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七十条の二第八項」を「第七十条の二第十四項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9　法第七十条の二第八項第一号に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火その他の自然現象の異変による災害及び鉱害、火薬類の爆発その他の人為による異常な災害並びに害虫、害獣その他の生物による異常な災害とする。

10　法第七十条の二第九項又は第十一項に規定する個人がこれらの規定により同条第一項の規定の適用を受けようとする場合における同条第十四項の規定の適用については、同項中「申告書に同項」とあるのは、「申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に、第一項」とする。

第四十条の四の三第九項第一号中「を提出する」を「の提出又は提供をする」に改め、同条第十六項第二号中「提出していない」を「提出又は提供をしていない」に、「提出しなければ」を「提出又は提供をしなければ」に改め、同条第十九項第二号中「の住所は」を「は日本国籍を有するもの と、当該個人の住所は」に、「みなす」を「、それぞれみなす」に改める。

第四十条の五第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「が第八項」を「が第九項」に、「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「が第八項」を「が第九項」に、「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「が第八項」を「が第九項」に、「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第十二項」を「第十三項」に、「第七十条の三第八項」を「第七十条の三第十二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第十二項」を「第十三項」に、「第十三項」を「第十四項」に、「第七十条の三第八項」を「第七十条の三第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第七十条の三第八項」を「第七十条の三第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　法第七十条の三第九項又は第十一項に規定する個人がこれらの規定により同条第一項の規定の適用を受けようとする場合における同条第十二項の規定の適用については、同項中「申告書に同項」とあるのは、「申告書（当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。）又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に、第一項」とする。

第四十条の七の四第一項第三号中「直前」の下に「（その者がその有する山林（立木又は土地をいう。以下この条において同じ。）の全部の経営をその者の推定相続人に委託をしているときは、その委託をした時の直前）」を加え、「（立木又は土地をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項の表中「第十五項」を「第十七項」に改め、同条第十一項中「第十二条第三項」の下に「（木材の安定供給の確保に関する特別措置法第九条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「同法」を「森林法」に改め、同条第十二項第一号及び第二号中「」から起算して十年」の下に「（震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により当該特定森林